

令和 5 年

第 4 回 教育委員会 定例会

議 事 録

佐 渡 市 教 育 委 員 会

令和5年 第4回 (定例)・臨時委員会 議事録

委 員 会 日 程		会 場
開会日時	令和5年2月21日 午前・(後) 2時30分	両津地区公民館 3階 会議室
閉会日時	令和5年2月21日 午前・(後) 5時31分	
延会日時	令和 年 月 日 午前・後 時 分	
出 席 者	欠 席 委 員	会 議 録 署 名 委 員
教育長 新発田 靖		仲川 正道
1番委員 仲川 正道		岩崎 奈美
2番委員 池 典比古		
3番委員 瀧川 紀子		
4番委員 岩崎 奈美		
説 明 の た め 出 席 し た 職 員		
教育次長	磯部 伸浩	社会教育課 課長補佐 本間 正寛
教育総務課		佐渡学センター長 鶴間 基宏
課長	柳澤 正二	中央図書館 図書係長 伊藤 優美
課長補佐	飯田 誠	
総務係 主任	小林 唯美	世界遺産推進課 文化財保護係長 坂下 肇
学校教育課		
課長	森 和人	
管理主事	福井 晴人	
傍 聴 人	有・(無)	
報告の 要旨	「議事の概要」のとおり	

会 議 で 行 っ た 選 挙 の 結 果
なし

会議に付議した事件の題目	
議案第8号	佐渡市文化財の指定解除について
議案第9号	佐渡市文化財の指定解除について
議案第10号	佐渡市公民館条例及び佐渡市金井コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
議案第11号	佐渡市博物館条例の一部を改正する条例の制定について
議案第12号	管理職教員の人事異動内申について
議案第13号	佐渡市伝統的建造物群保存地区保存条例の制定について
議案第14号	伝統的建造物群保存地区に係る佐渡市税条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
報告事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校情報について 2 令和4年度佐渡市一般会計補正予算（第12号）について 3 令和5年度佐渡市一般会計当初予算について 4 損害賠償の額を定めることについて 5 損害賠償の額を定めることについて 6 令和3年度図書館ビジョン実施計画評価について 7 佐渡市立学校の児童及び生徒の文化及び体育活動費補助金交付要綱の一部改正について 8 佐渡市立学校等人材育成事業補助金交付要綱等の一部改正について
次回会議開催日	
採決の結果及び可否の数を計算したときは、その数	
なし	
請願、陳情	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
有の場合、別紙のとおり	
その他必要と認めた事項	
特になし	

【議事の概要】

<ul style="list-style-type: none"> ・新発田教育長 	<p>◎本定例教育委員会は、午後2時30分から開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ それでは、ただ今から、令和5年第4回佐渡市教育委員会定例会を開催いたします。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初めに、日程第1、「議事録署名委員の指名について」ですが、本日の署名委員は佐渡市教育委員会会議規則第18条の規定により仲川委員と岩崎委員の2名を指名いたしますので、よろしく願いいたします。
<ul style="list-style-type: none"> ・新発田教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次に議案第8号、議案第9号、議案第12号及び報告事項1について、公表前の内容が含まれていること、人事及び個人情報に関する内容が含まれていることから、佐渡市教育委員会会議規則第7条の規定により秘密会としたいので、これに賛成の方は挙手をお願いいたします。
<ul style="list-style-type: none"> ・委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 挙手
<ul style="list-style-type: none"> ・新発田教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ よって、議案第8号、議案第9号、議案第12号及び報告事項1については、秘密会とすることといたします。 ・ 次に、議案の審議の順についてお諮りします。学校教育課の秘密会の案件を続けて審議したいことから、議案第12号について、議案第14号の次に審議し、その次に報告事項1を審議したいので、これに賛成の方は挙手をお願いいたします。
<ul style="list-style-type: none"> ・委員全員 ・新発田教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 挙手 ・ よって、議案第12号は、議案第14号の次に審議することとします。 <p>【秘密会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第8号「佐渡市文化財の指定解除について」、坂下世界遺産推進課文化財保護係長より説明する。 ・ 議案第9号「佐渡市文化財の指定解除について」、坂下世界遺産推進課文化財保護係長より説明する。 <p>【以上の議案については、質疑を経て原案どおり可決された。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次に、日程第4、議案第10号「佐渡市公民館条例及び佐渡市金井コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。 <p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 佐渡市公民館条例の一部改正、それから佐渡市金井コミュニティセンター条例の一部改正ということで、関連しますのでセットでご提案をするものです。 ・ 概要につきましては、金井地区の公民館と金井コミュニティセンターが同じ建物であり、金井地区公民館の中に現在調理室を整備しているところですが、令和5年4月1日に完成共用開始ができる見込みになりましたので、その条例上整備をして使っていただきたいというものです。 ・ 佐渡市公民館条例の一部ですが、第3条第2項金井地区公民館のところに2つ住所が書いてあります。佐渡市千種240番地は金井地区公民館、金井

<p>・新発田教育 長</p> <p>・仲川委員</p> <p>・本間社会教 育課長補佐</p> <p>・仲川委員</p> <p>・本間社会教 育課長補佐</p> <p>・新発田教育 長</p> <p>・委員全員</p> <p>・新発田教育 長</p> <p>・委員全員</p> <p>・新発田教育 長</p>	<p>コミュニティセンターの住所で、及び佐渡市千種丙 202 番地 1 は、旧女子高校、現在の S A D O 伝統文化と環境福祉の専門学校住所です。こちらについては調理室を整備するまで旧女子高校の調理室をお借りして使っていたという状態だったのですが、この調理室整備が完了するというので、及び以下を抜きたいというものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 別表第 12 条関係、金井地区公民館とありますが、調理室以外の部屋につきましては佐渡市金井コミュニティセンター条例で料金を定めておりました。調理室だけが金井地区公民館条例で金額を定めていたところでした。これを今回整備が完了しますので、佐渡市金井コミュニティセンター条例の中へ含めて一括料金表を整えたいというものです。 ・ 今の調理室の料金の関係になりますが別表第 5 条関係、室名の大会議室～休養室というところまでは料金設定があったのですが、調理室がコミュニティセンター条例にはなかったものから、調理室 800 円というのを加えて整えたいということです。 ・ ただ今の説明に対して、質疑等がありますか。 ・ 当時専門学校の調理室を使わせてもらうという審議に加わっていたのですが、専門学校の調理室は、年間使用頻度はどれくらいあったのでしょうか。 ・ 使い勝手も悪かったというのがあり、令和 3 年度の実績で年間 5 日程度、令和 4 年度はまだ途中ですが 1 月末で 6 日ということで、専門学校がやっている日は使えない等のいろいろな制約があったものから使用の回数が伸びなかったというのはあったようです。 ・ コミュニティセンターの中に新たに調理室を設置してほしいというのは、市の方からアイデアを出したもののなのか、それとも使用団体の方から上がったのか。 ・ 旧市町村単位では行政の設置した調理室がないのが金井地区になりました。旧女子校のところを除くと金井地区だけだったものです。そこで金井地区にしっかりしたものを整備してもらいたいという要望が地元からあり、金井コミュニティセンター内に作るのが適当であろうということで、市で検討した結果、整備をしているということです。 ・ その他いかがでしょうか。 ・ 質疑なし ・ 質疑なしと認めます。 ・ それでは、これより採決いたします。本案は原案どおり決することにご異議ありませんか。 ・ 異議なし ・ 異議なしと認めます。 ・ よって議案第 10 号「佐渡市公民館条例及び佐渡市金井コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案どおり可決されま
---	---

<p>・ 鶴間佐渡学センター長</p>	<p>した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 次に、日程第 5、議案第 11 号「佐渡市博物館条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。 <p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本改正につきましては、令和 5 年 4 月 1 日より改正博物館法が施行されることに伴い所要の規定の改定を行うものです。 近年観光やまちづくりなどとの連携など、博物館に求められる役割が多様化している状況を踏まえて、法改正により、博物館はこれまでの社会教育としての役割のみならず国民の文化の発展にも資する役割を持つことが示されております。これに伴いまして、博物館の設置主体を多様化することや博物館活動の質の向上を促すため、登録制度の見直しなどがされております。 佐渡市には現在 5 つの登録博物館があります。登録の審査基準は国の基準を参考に県が定めることになっております。今後、県の動向に注視しつつ市の博物館の全体の方向性を示す博物館ビジョンの策定を進める中で、この 5 館の位置づけなどを検討していきたいと思っております。 登録を受ける側である市におきましては、法改正の影響によって直接的な改正が必要になる条文の規定はないと考えておりますが、今回条例改正をする理由としましては、本項において条文の削除や条文のずれが起こっております。この部分を改正するというものになります。 また改正にあたりまして、影響を受ける佐渡市博物館条例と佐渡植物園条例の規定を確認しましたところ、佐渡植物園につきましては、他の 4 館の博物館と同じく登録博物館の位置づけになっておりますので、佐渡市博物館条例に植物園条例を統合するというを、今回併せて行うというものです。 今回博物館条例の改正及び植物園条例が廃止となるという提案です。 ただ今の説明に対して、質疑等がありますか。
<p>・ 新発田教育長</p>	<ul style="list-style-type: none"> 質疑なし 質疑なしと認めます。 それでは、これより採決いたします。本案は原案どおり決することにご異議ありませんか。
<p>・ 委員全員</p> <p>・ 新発田教育長</p>	<ul style="list-style-type: none"> 質疑なし 質疑なしと認めます。
<p>・ 委員全員</p> <p>・ 新発田教育長</p>	<ul style="list-style-type: none"> 異議なし 異議なしと認めます。
<p>・ 坂下世界遺産推進課文化</p>	<ul style="list-style-type: none"> よって議案 11 号「佐渡市博物館条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案どおり可決されました。 次に、日程第 7、議案第 13 号「佐渡市伝統的建造物群保存地区保存条例の制定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。 <p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> 佐渡市伝統的建築物群保存地区保存条例ですが、「佐渡市宿根木地区歴史

財保護係長

的景観条例」を「佐渡市伝統的建造物群保存地区保存条例」に全部改正するというものになっております。これについては、昨年の9月に伝統的建造物群保存地区の状況ということで制度の概要や今後のスケジュールについて教育委員会の方々にご説明させていただきました。今回条例につきまして3月議会に上程するというので皆様方のご意見をお伺いいたたく、今回議案として上げさせていただいております。

- ・ 主な変更点は、現行の条例では宿根木地区に限定してありまして、制度の運用について佐渡市全体に適用できるように修正を図っております。
- ・ 現行条例の第4条に伝統的建造物群保存地区というものがあります。条文については、文化庁から昭和50年に通達があり、伝統的建造物群保存地区保存条例については標準条例というものがあり、そちらの方に準拠して条例を修正いたしました。
- ・ 現行条例につきましては、宿根木地区歴史的景観条例となっているとおり伝統的建造物群保存地区も入っているのですが、その他に景観に関する制度も一緒に運用している状態にあります。ただ、景観に関する条例につきましては平成20年に景観条例が佐渡市で制定されておりまして、こちらの方の条例も10年以上経っておりますので、今回の改正に合わせ景観条例と重複する箇所については修正させていただき、伝統的建造物群保存地区に関することに限定する条例に改正しております。
- ・ ただ、文化庁と協議した中で標準条例といくつか変更する点がございませう。そちらにつきましては第1条の目的については佐渡市独自のものを出すようにということをおっしゃっており、改正案としまして、歴史と文化が薫るといような文章を追加しております。
- ・ また、第3条の市民及び事業者の責務については、現行条例にあるためそちらの方は削除するのではなく移行という形で入れてほしいとのことでしたので、第3条の方に入れております。
- ・ 第6条第2項第6項に「保存地区の保存及び活用のための必要な事業計画に関する事項」を追加しています。
- ・ その他関係する条例につきましては、景観条例、伝統的建造物群保存地区に係る佐渡市税条例の特例に関する条例があります。景観条例に関する変更箇所は名称のみの変更ということになりますので、条例の最後に附則という形で対応させていただいております。
- ・ 参考程度ですが、伝統的建造物群保存地区は国の方に選定され認められるものとなりますと重要伝統的建造物群保存地区ということになり、国からの助成を受けられるといったものになります。重要伝統的建造物群保存地区に選定されている地区は令和4年4月現在で104市町村、126地区ございます。
- ・ 佐渡市としまして、令和6年度小木町について重伝建地区選定を目指して取組を進めているところです。4月以降教育委員の皆様方に、又ご審議いただくことが多々あると思っておりますのでどうぞよろしく申し上げます。

<ul style="list-style-type: none"> ・新発田教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ただ今の説明に対して、質疑等はありませんか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまでの宿根木地区歴史的景観条例を全面的に改正して新しい保存条例を制定したいということだと思いますが、こういう場合には新たに住民の合意が必要になりますか。指定されることは、住民としては1つの誇りだと思えますが、生活者にとってはなかなか不便な状況が出てくるのではないかと心配しています。合意についてはどうなのかお願いいたします。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 坂下世界遺産推進課文化財保護係長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ こちらの方については、例えば伝統的建造物群保存地区の範囲については、住民の合意というのは必要ないのですが、伝統的建造物群、伝建物と通称私どもが呼んでおります古い建物につきましては、所有者の同意を得ようになっているのですが、私どもとしましては住民の皆様へのコンセンサスが大切かと思っておりますので、今年1月から2月にかけて小木町で約280軒あるのですが、戸別訪問をさせていただいて制度の説明の方をしておりますし、3月21日には令和3年から4年度にかけて行いました調査の報告書が出来上がりますので、調査報告の発表会をしながら皆様方の合意形成を進めていき、来年度についても同じような形を取って進めていくようになっておりますので、そのあたりはしっかりやっていきたいと思っております。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ わかりました。もう1点お願いします。おそらく固定資産税の関係が出てくると思うのですが、土地については確か減免措置があったかと思えます。建物の固定資産税の扱いはどうなっていますか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 坂下世界遺産推進課文化財保護係長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物については、重要伝統的建造物群保存地区の伝統的建造物になりますと非課税となります。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地は半分でしたか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 坂下世界遺産推進課文化財保護係長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地については、後ほど説明しますが、重要伝統的建造物群保存地区の範囲の中であれば、伝建物という古い建物については敷地の2分の1になりますし、範囲の中の古い建物ではない建物についても5分の1減額となっております。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新発田教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他質疑ありませんでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 池委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見ただけでは理解に苦しむところがあるのですが、宿根木にあったものを佐渡全体にすることになっていますが、宿根木だとわかるのですが、佐渡全体だと、どういうものが候補や対象になってくるのか、全体の景観も含まれることもあると思うのですが、具体的にどういうものがあるか教えていただけると有難い。 ・ もう一つは景観条例と重複する箇所を合わせて改正したとなっておりますが、景観条例は全てなくす形ですか。そうすると今までの景観条例が改正のものに内容が含まれてくるという判断をするのか、その辺わからなかったので教えてもらえますか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 坂下世界遺産推進課文化財保護係長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐渡市全体の候補については、現在調査に入っているのが小木地区のみ

産推進課文化財保護係長	<p>になっております。その他については特に要望もなく、調査もしていないので、今のところは小木地区のみの想定をしております。佐渡市全体といっても、この制度自体は、ある程度限定されたものに古い街並みが良く残っているとか、大変ハードルが高い制度になっておりますので、今現在は小木町のみということで想定して進めております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・池委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名前は変わるが、小木を対象としているというところは変わらない。相川の街並みとかそういったものは、レベルからいうとまだまだ足りない、ハードルが高いので今のところは入ってこないというところでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・坂下世界遺産推進課文化財保護係長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相川の街並みについては、調査等をしていないものですから、それが実際に該当するかどうかというところが、今現在お答えが難しいところです。 ・ 景観については相川の街並みは重要な景観地区ということで、既に指定されているところです。
<ul style="list-style-type: none"> ・池委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ これとは違う指定。
<ul style="list-style-type: none"> ・坂下世界遺産推進課文化財保護係長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 違うものになっております。制度が違います。
<ul style="list-style-type: none"> ・池委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐渡全体になったということは、これからいろいろ調査をして小木以外にも入る可能性のものを、調査し、検討はしていくということではないのでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・坂下世界遺産推進課文化財保護係長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ それについては、住民の要望等があれば、そういったものが残っているということがはっきりとわかって来るようであれば、そのような形になることもあるかもしれません。
<ul style="list-style-type: none"> ・池委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今のところは特にはないですか。
<ul style="list-style-type: none"> ・坂下世界遺産推進課文化財保護係長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今のところは特にございません。 ・ 景観条例については、既に佐渡市全体が景観条例の制度で運用されておりまして、小木町に関しても既に景観条例に入っているところですし、宿根木地区についても、歴史的地区ということで景観地区に入っておりますので、2つの条例で重複したような箇所については制度を運用するというのも特に今のところは必要なくなっているのかなと考えているところです。
<ul style="list-style-type: none"> ・池委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小木は今回の条例で、景観は全て含まれているということですか。
<ul style="list-style-type: none"> ・坂下世界遺産推進課文化財保護係長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐渡市全体が既に景観の条例の範囲に含まれておりまして、特に小木も宿根木も歴史的景観ということで入っております。ただ、伝統的建造物群保存地区とは違う制度なので、あえて同じような既にある条例と重複したものが必要なのかどうかというところで、現行の改正と併せて削除したところです。
<ul style="list-style-type: none"> ・池委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重複する部分はもう既に制度の運用から随分長い時間が経っていますので、あえて重複する部分は必要ないかなというところで改定させていただきました。
<ul style="list-style-type: none"> ・池委員 ・坂下世界遺産推進課文化財保護係長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観条例はあります。 ・ 全体が含まれておりまして小木も宿根木もあるのですが、その伝統的建

産推進課文化財保護係長	造物群保存地区というのはまた違う制度なので、2つのわかりやすい制度にするためにしました。
・池委員	・ 保存地区の中にもそういった同じような項目があったので、それを削除したということですか。
・坂下世界遺産推進課文化財保護係長	・ それを削除したということです。
・新発田教育長	・ その他いかがでしょうか。
・岩崎委員	・ 宿根木ですと、結構商業とかお店を出される方々もいらっしゃいますので、こういった場合に古民家を利用してとか空き家を利用してとかっていう利用の仕方があると思うのですが、この制度に変わったことでハードルが高くなるとかそういったことはあるのでしょうか。
・坂下世界遺産推進課文化財保護係長	・ 基本的に伝統的建造物群保存地区保存条例につきましては、古民家や空き家の利用を全く制限するものではなくて、ただ外観について市に相談していただいて周囲の街並みに合わせた形にさせていただきたいという制度になっております。空き家とか古民家の利用を制限するものでは一切ございません。
・新発田教育長	・ その他いかがでしょうか。
・仲川委員	・ 前の宿根木の景観条例を廃して新しい保存地区の条例を定めるメリットは何ですか。もしいくつか上げるとすると、あえてこれをやらなければならない理由は何でしょうか。
・坂下世界遺産推進課文化財保護係長	・ 今回については、まず重複する条例が削除されたのでわかりやすい条例になったと考えております。もう一つは地域、地区を指定したものについてこちらの佐渡市全体で適用することがメリットではないのかなと考えております。あくまでも宿根木地区に限定した条例ですので、それが佐渡市全体に広がるのがメリットかなと考えています。
・仲川委員	・ また景観条例と重複する部分について、削除されましたので条例として大変わかりやすくなったのかなと考えています。
・坂下世界遺産推進課文化財保護係長	・ 条例を整理したということだろうと思いますが、2つ目の答えで上げていたのは、先ほど池委員の質問に対して答えたときと方向性が違います。さっきは宿根木以外考えていない、見通しについてはまだないということだった。私はそれがポイントの1つだと実は思っていたのです。私はもう少し佐渡全体に拡げて保存地区に認められるようにもっていくのが狙いだと思っていた。現時点でその見込みは全然考えてないようですが、例えば相川の京町通りを保存地区に指定できるようにもっていこうとか、赤泊の古い街並みを整えていこうとか、何か目標などがあったのかなと思ったのだけれども、どうも今のところそうではないようですね。
・仲川委員	・ もう1点ですが、景観を守るための助成金や補助金を出すとすると、今

	<p>までの出所と新しいこの条例の範疇の補助金の出所というのは違うのですか。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 坂下世界遺産推進課文化財保護係長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金の出所でいいますと、こちらの方の出所については国からと市から合わせて補助金は出しているところですが、宿根木については今後も変わりはないということです。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変わりないですか。パーセンテージも変わらない。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 坂下世界遺産推進課文化財保護係長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ そのあたりについては、補助金要綱の方を新しく変えるようになっておりまして、今後検討しているところです。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検討中ですか。あの3分割とは又違うんですね。国と県と佐渡市で半分もって、居住者が半分持つとか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 坂下世界遺産推進課文化財保護係長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿根木地区については、今現在国が65%、市が25%ということで9割補助を支出しているところですが、それについては補助要綱で定めているところなのですが、今後又条例も変わりましたし新たに小木地区ということで選定を目指しているところもありますので、また来年度以降検討し、教育委員会の皆様方にもお諮りさせていただくことで考えているところです。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一応了解しました。今の形では、国が65、市が25ということなら、住民が10になりますね。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 坂下世界遺産推進課文化財保護係長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ そうですね。はい。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ それが住民にとって不利にならないようによろしくお願ひしたい。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 坂下世界遺産推進課文化財保護係長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 承知いたしました。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新発田教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ それでは、その他ご質問いかがでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質疑なし
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新発田教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ それでは質疑なしと認めます。 ・ それではこれより採決いたします。本案は原案どおり決することにご異議ありませんか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なし
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新発田教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なしと認めます。よって議案第13号「佐渡市伝統的建造物群保存地区保存条例の制定について」は、原案どおり可決されました。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 坂下世界遺産推進課文化財保護係長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日程第8、議案第14号「伝統的建造物群保存地区に係る佐渡市税条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。 <p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な変更点については「佐渡市伝統的建造物群保存地区保存条例」が制定されることにより一部改正するものです。「佐渡市税条例の特例に関する

<p>・新発田教育 長</p> <p>・委員全員</p> <p>・新発田教育 長</p> <p>・委員全員</p> <p>・新発田教育 長</p> <p>・新発田教育 長</p> <p>・柳澤教育総 務課長</p>	<p>条例」を定める理由につきましては、総務省の方からこちらの重要伝統的建造物群保存地区の家屋の敷地については、現状変更の規制が行われるということで、固定資産税の評価額に規制する概念というか評価額に反映することが困難な場合については軽減することが適当であるとの通達が発出されており、不均一課税といわれる条例を定める条例が必要になっているところでは。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 税に関する条例ですので、税務課の方と協議いたしまして、現行条例の方からまず第1条に地方税法との関係を明記するということが1つ、第3条については旧条例で取消しがあったのですが、こちらを適用対象という風に修正して法税義務者を対象に追加するようということになっております。最後に附則について重要伝統的建造物群保存地区に特例措置を限定するようということ追加をしています。 ・ 参考までですが、こういった不均一課税と呼ばれる条例を制定している市町村は、令和4年4月現在で59市町村となります。 ・ ただ今の説明に対して、質疑等がありますか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 質疑なし ・ それでは質疑なしと認めます。 ・ それでは、これより採決いたします。本案は原案どおり決することにご異議ありませんか。 ・ 異議なし ・ 異議なしと認めます。よって議案第14号「伝統的建造物群保存地区に係る佐渡市税条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案どおり可決されました。 <p>【秘密会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第12号「管理職教員の人事異動内申について」、福井管理主事より説明する。 <p>【以上の議案については、原案どおり可決された。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告事項1「学校情報について」、福井管理主事より説明する。 <p>【以上の報告については、質疑を経て終了する。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告事項2「令和4年度佐渡市一般会計補正予算（第12号）について」、事務局の説明を求めます。 <p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育総務課の補正についてご報告させていただきます。 ・ 歳入の「国庫補助金」、「教育費国庫補助金」ですが「こどもの安心安全対策支援事業補助金」ということでスクールバスの置き去り放置防止に係る費用となっています。また歳出で説明をさせていただきます。 ・ 続いて「基金繰入金」は「堀口基金繰入金」です。こちらも歳出で説明しますが、歳出減に伴う減額となっています。 ・ 「奨学金貸付金元金収入」ですが、繰り上げ返還等により調定見込が増
---	--

<ul style="list-style-type: none"> ・新発田教育 長 ・森学校教育 課長 	<p>加することが見込まれますのでその増額の方、補正増で計上したものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歳出の「教育総務費」の「教育振興費」になります。「学校教育振興事業」の「市立学校等人材育成事業補助金」ですが、佐渡高校が海外研修に行く予定で計画していたところ新型コロナウイルス感染拡大により中止になったことによる60万の減額です。 ・ 「がんばる若者支援事業」の支援金ですが、支援要件を満たさなかったことによるとありますが、当初志望していた大学に合格しなかったものから、そこで要件を満たさなかったため減額となっています。 ・ 「スクールバス運行費」で「機械器具購入費」となっています。こちらが先ほど歳入にありましたスクールバスの置き去り防止装置の購入費22台分となっています。置き去り防止装置につきましては、エンジンを切った後、後ろの方にボタンがあります。それを押さないと、ボタンを押し忘れると、クラクションが鳴り続けるという仕組みの装置を導入したいと考えています。そこで後部座席まで行くことによって、児童生徒の置き去りを防止したいと考えているものです。 ・ それでは続けて森学校教育課長お願いします。 <p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歳出の「学校給食費」になります。「備品購入費」の「給食センター運営費 自動車購入費」ですが、相川学校給食センターに配送車を1台購入した請差があり304万1千円の減ということになります。 ・ 「負担金補助及び交付金」になります。昨年6月に補正予算に上げました地方創生臨時交付金を活用した「学校給食食材費支援補助金」が1,998万3千円上げておりました。主に給食費の短期の10%分まで対応できるように予算立てをしましたが、実際は平均的には5%前後で収まったということでその差額が1,082万8千円の減となっております。 ・ 「学校給食食材費支援補助金」になります。この物価高騰分の補助を令和5年度も引き続き補助していきたいということで繰越とさせていただきます。そこで同じく10%まで対応できるよう見込みまして1,956万8千円の補正を上げています。 ・ それでは続きまして本間社会教育課長補佐お願いします。
<ul style="list-style-type: none"> ・新発田教育 長 ・本間社会教 育課長補佐 	<p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歳入の「公民館使用料」ですが、年度当初見込んだものより、公民館の使用が少なかったことで減額させていただいております。まだまだコロナの影響が抜け切れないことで次年度以降いろいろな工夫をしながら利用の促進に努めたいと思いますが、今年度につきましては、110万4千円の減ということで見込みを立てたところです。 ・ 補助金の「情報通信技術講習事業費補助金」ですが、令和5年1月に国の補助制度ができて情報通信技術の普及を図るといような名目の補

助金です。国の補助金、説明会もやったのですがざっくりいうと高齢者に向けてデジタル技術の普及を図りたいというようなものだそうです。社会教育課としましては高齢者向けのパソコン教室を開催して普及を図りたい、活用したいということで講師の謝礼1万円の3回分を見込んだところですが、こちらについては交付決定の方いただいているということです。

- ・ 「学校・家庭・地域の連携促進事業補助金」ですが、なかなかコロナの影響が大きくて当初見込んだ学校行事等ができなかったということで年度通して全体ではマイナスの196万1千円ということで減額をするものです。
- ・ 「寄附金」ですが、「社会教育指定寄附金」は、市民の方から図書の購入に是非使って欲しいということでありがたいお申し出がありまして、寄附として受け取るものです。
- ・ 「光熱水費使用料」ですが、金井の方で今、防災庁舎を建設している中で水道については近くの金井コミュニティセンターの水道を分岐して一部使っているということで、メーターを分離させて金額を算定し工事の業者から使用した分の7万9千円を佐渡市に納めてもらうものです。
- ・ 歳出の「姉妹都市交流費」「離島交流事業」ですが、今年度離島甲子園を佐渡市で実施しており残金が580万円ほど出ました。これについては実行委員会形式で佐渡市から一旦3,800万円をもらっているのですが、580万円残りだったので佐渡市に返すというものです。
- ・ 「学校・地域・家庭の連携促進事業謝礼」ですが、歳入と連動しておりなかなか事業ができなかったということで謝礼244万7千円の減です。
- ・ 「公民館活動推進事業」で、分館の活動に対して支援をしているのですが、分館活動そのものが実際できなかった、それから途中で中止をしたというような状態のところはいくつかあったものですから、その分99万6千円の減額を出させていただいています。
- ・ 「ジオパーク推進事業 ジオパーク推進協議会負担金」がマイナス260万円ですが主に旅費で140万円、実際には現地に出向くのではなくてコロナ禍の中Z o o mで研修会等を開催する状態となったもの、それからあと120万円くらいにつきましては、冊子本の販売が見込みより伸びたということで歳入が120万円あり、佐渡市からその120万円を受け取らなくても大丈夫だということで合計しまして、260万円ジオパーク推進協議会の負担金が減っています。
- ・ 「総合多目的施設整備費 施設改修工事」ですが、真野体育館が現在閉鎖、それから解体に向けて調整が進んでいるところです。真野体育館に機材が入っていてそこから真野ふるさと会館へ機械ケーブルでつながっているという警備の機械があるのですが、それを体育館から切り離してふるさと会館へ本体を付け替えるというような工事です。これを行うことによって真野体育館の電気を完全にストップして余計な経費の支払いを止めたいというものです。

<ul style="list-style-type: none"> ・新発田教育 長 ・仲川委員 ・本間社会教 育課長補佐 ・仲川委員 ・本間社会教 育課長補佐 ・仲川委員 ・本間社会教 育課長補佐 ・新発田教育 長 ・委員全員 ・新発田教育 長 ・柳澤教育総 務課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「体育施設運営費 施設維持管理委託料（指定管理分）」です。電気料が秋口から急激に上がった部分がありますが、電気料の高騰に伴って2割以上上がりますと市の方で負担を考え調整するというような制度があるものですから、2割を超えた分について計算をして指定管理者と協議の上この金額を今のところ補填したいというような予算を計上させていただきました。454万8千円です。 ・ それぞれ補正予算について説明がありました。質疑等ありますでしょうか。 ・ 社会教育課の歳出について、離島甲子園負担金が当初3,800万円で、返金の一部あって3,220万円という補正になった。これは開催地であろうが、島外からの参加であろうが皆3,800万円で、最初に協議会に納めるのでしょうか。 ・ 開催地が3,800万円負担しまして、参加地につきましては今年度200万円という形でそれぞれ負担をいただき、会計を作ってやりくりさせていただいたところです。 ・ そうすると毎回これだけかかるということではないのですね。 ・ そうです。 ・ 開催地になると一応これだけ納めるということでしょうか。 ・ はい。 ・ その他いかがでしょうか。 ・ 質疑なし ・ 質疑なしと認めます。 ・ 次に、報告事項3「令和5年度佐渡市一般会計当初予算について」、事務局の説明を求めます。 【説明要旨】 ・ 教育総務課としては「安全・安心な学校づくり」を柱としました。 ・ 総務係としましては、「1学校施設の維持管理」「2教育環境・設備の充実」「3学校施設の長寿命化」「4学校再編統合計画の推進」この4つを基本に業務を進めていきたいと考えております。 ・ はじめに「教育委員会の運営」「事務局一般経費」は職員の費用弁償等です。続けて「教員住宅の運営」「教育研究費」また「特別支援教育の運営」「小・中学校の管理・運営」ということでこちらは小・中学校の燃料費、光熱水費、学校図書購入費などがこの経費に含まれております。また、「普通建設事業」の加茂小学校長寿命化整備は令和6年までの継続費となっています。今の予定では令和6年の夏休みに新校舎、改修を終えた校舎に引っ越す予定で準備を進めています。 ・ 学校再編統合計画ですが、今現在前期の統合までの計画で関係する11校
--	--

<p>・新発田教育 長</p> <p>・森学校教育 課長</p>	<p>がございますが、それぞれの学校において再編統合協議会の立ち上げに向けて準備を進めているところです。現時点で2つの立ち上げで協議がはじまったところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ また、学事係としましては、「1 就学・修学の支援」「2 遠距離通学の支援」「3 部活動の支援」「4 学校運営の推進」ということで「奨学金貸与事業」「がんばる若者支援事業」があり「奨学金貸与事業」につきましては、令和5年度から新制度に変わります。その関係で事業費が減っておりますが、その理由としましては国・県の奨学金が借りられなかった人を救うという制度に変わったことによるものです。 ・ 「児童・生徒援助事業」は就学支援等です。「小・中学校スクールバス運行費」、次が「児童・生徒遠距離通学支援事業」「文化・体育活動費支援事業」こちらについては、小・中学生が島外で大会等に参加する際の宿泊費や交通費の支援ということ。「部活動支援事業」ということで、部活動改革検討懇談会、費用弁償等の費用となっています。次に「学校運営推進事業」ということで、こちらは校務支援システムのソフトの使用料であり、令和5年4月から校務支援システムの本格運用となります。運用することで先生の公務にかかる負担を軽減し、生徒に向き合う時間を確保したいというものです。さいご「学校教育運営事業」ということで、スキー授業自動車借上料ですとか、スキー授業講師謝礼にかかる経費となっています。 ・ 続けて森学校教育課長お願いいたします。 <p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校教育課の事業概要について主な事業の柱は2本ありまして一つは「学力等を育成する教育の推進」もう一つは、「安全・安心な学校環境づくり」についてです。 ・ 学力向上に係る対策についてです。「1 GIGAスクール構想の充実」を図ります。新規として「デジタル教材授業支援システム」と書いてありますが、小学校の方の実態としてMicrosoftのTeamsというものを使って学校協働学習を進めようとしているのですが、元々仕事用で使うような大人向けの要素が大きくて小学生には扱いが難しいところもあります。そのため、もっと子どもたちが使いやすい、協働で学習しやすい内容が含まれているデジタル教材ソフトを導入することとしました。合わせてこの中にAIドリルが入っており個別で最適な学習が進められるように子どものつまずきに応じた問題をAIが判断して用意してくれるようなドリルになっております。中学生の方についてはTeamsがかなり使われていて活用されているということで、使っていきたいと思います。 ・ 「Wi-Fi環境整備（理科センター）」ですが、研修機関である理科センターにおいてWi-Fi環境が整っていなかったという不便さがありましたので、今回環境を整える工事を予算立てました。 ・ 「GIGAスクール運営支援センター事業」という国の補助事業として
--	--

2分の1ですが、業者に委託をしまして電話によるサポートやトラブル対応、教員の研修等行ってもらおうということで申し込んでおります。

- ・ 「2 郷土愛を軸にしたキャリア教育の推進」です。これはすべて継続となっておりますが、改めていろいろな体験を子どもたちにさせて学習を進めていきたいと思っていますし、中学生については課題解決型職場体験を進めますので、それに対してのマナー講座を行ったり、学校や事業所の合同研修会などを行ったりしまして、価値ある活動につなげていきたいと考えております。
- ・ 「3 教職員研修・国際教育等」についてです。これも継続になりますが、総合教育センターの研修事業を充実させて、外部の指導者も大学等からも呼んで良い研修を計画したいと思っていますし、中学校単位で外部のそのような指導者を呼べるような体制作りをしておりますので、そこを生かしていきたいと思っています。全国学力検査は来年度も実施しまして、学力実態を調査したいと思います。ALT事業も同じく8人体制が維持できていますので引き続き予算をかけて準備をしたいと思っています。
- ・ 「4 高等教育・研究機関との連携強化」の新規「大学連携による放課後学習支援」をゼロ予算で考えています。前回の臨時会の中で説明させていただいたものです。ちょうど先週末大学の担当助教授と話し合う場を持つことができました。特に英語と数学について絞って放課後学習を進めたいということでお伝えしたところ英語、数学のそれぞれの研究室の学生さんに対応してもらえるように準備をしていると、それについては、研究室の方が単位取得のための授業の取組として、今回の佐渡のオンラインの支援を当てていきたいと考えていらっしゃるということで話を聞いております。またもう少し詰めまして中3を対象にしたいと思っていますので、計画では部活動が終わった2学期から月2回くらいのペースでどうかということで前回打合せをさせていただきました。
- ・ 「先進地視察研究」先ほどとかぶりますが「研究支援講師招聘」ということでどんどん先生方が進んだ研究をしている学校やそういうところで派遣できるように支援し、またそういう大学の先生など来てもらうような取組を行ってきたいと思います。
- ・ 「安心して通える学校・地域づくり」について「1 いじめ・不登校等に応じた体制づくり」です。上2つは継続によるもので、電話対応相談を進めていきます。またあすなろ教室も進めているのですが、不登校児童生徒訪問指導も行っています。新規に「あすなろ両津教室開設」を考えております。畑野に教室を開いて何年間か経ったのですが、一部短期間小学生が利用したにとどまりその他ずっと教室が空いているような状態でした。両津地区でなかなか学校に通えていない子どもの保護者の方に聞いたところ両津にできたら是非通わせてみたいという要望があったというのと、実際真野に登録しているのですが両津にできたら自分も行ってみようといった子どもが1名いましたので、両津の方で教室を開設したらどうか

<p>・新発田教育 長</p> <p>・本間社会教 育課長補佐</p>	<p>という風に考えています。場所は教育委員会があるセンターの4階にある部屋で開設し、周知をかけていきたいと考えております。実際本当に子どもたちの申し込みがあるのかどうかこれから周知をして進めていきたいと思っておりますが、子どもたちの利用が増えればまた環境もさらに整えて準備していきたいと考えております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「2 障がいに応じた特別支援教育の充実」、「ことば・こころの教室運営事業」全般に関わる内容になりますが、これも継続になります。 ・ 「3 地域と学校連携・協働体制の推進」、これも継続になります。コミュニティ・スクールが始まって3年が終わり来年4年目となりますので、活動が更に深化するように準備の方、予算立ての方はしっかりしていきたいと考えています。 ・ 「4 安全・安心な給食の提供」というところで、年度が経っている給食調理器具や機械がありますので、計画的に改修工事を進めていきたいと思っております。新規としては、「物価高騰分の保護者支援」を行っていくこと、あと拡充ということで今年度もひと月「無農薬無化学肥料米の提供」をやってきましたが、農業政策課と連携しまして回数を増やして来年度も実施していく予定となっております。 ・ 続けて本間社会教育課長補佐お願いいたします。 <p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会教育課の令和5年度事業概要の新規事業を中心に説明します。 ・ 社会教育係の「部活動の地域移行への実施」ということで社会教育係には教育指導主事の配置をさせていただいておりますので、中心になって準備を進めていきたいと考えていますが、どの方向に向かっていいのか試行錯誤しているところでありまして、具体的にこの時期にこういうことをということがご説明できません。なんとか子どもたちのために事業の地域移行を進めていきたいと思っております。 ・ 幼少期、学童期については、子育ての支援ということで親も含めた子どもたちへの支援をしていきたいと思っております。「1泊2日キャンプ」とあります。昨年度実施を予定していたのですが、コロナの影響等で、4地区全てで実施できなかったということで、次年度は是非とも実施していきたいと思っております。 ・ 青年期以降に「市民大学講座」と書いてあります。今現在コロナの影響があつて「市民大学講座」は大体150人くらい登録していただくのですが、席を離して会場を設置することになると、アミューズメント佐渡しか会場がありません。今度は座席を近くにしてみてもいいというような状態になってきておりますが、それでもまだ心配な部分がありますのでアミューズメント佐渡を会場にしますと、遠隔地からの参加がしにくいとのことでもありますので、それを解消するために来年度は羽茂、相川にサテライト会場を設け、ライブ配信をできる形で今準備を進めたいと思っております。
---	---

- ・ 社会体育係は、幼少期、学童期のところで「プロ選手スポーツ教室」とあります。「ドリームベースボール」につきましては、何年かに1度、佐渡を手上げ方式で当てていただくのですが、来年度実施の内諾をいただいているところです。往年の名プレイヤー、元プロ野球選手に来ていただき、子どもたちに直接指導してくれるイベントです。
- ・ 「ボールゲームフェスタ」につきましては、昨年度今年度と実施しているものですが、こちらは引退直後の選手、一流選手が来ていただき、大体4つくらいの種目を指導してくれるというものです。こちら子どもたちが沢山集まり、楽しそうにやっているという姿が印象的です。来年できるということで、私どもも楽しみにしているところです。
- ・ 「アルビ夢づくり教室」は県の事業になりますが、アルビレックス新潟さんと県がタイアップして市町村を回って教室を開いてくれるというものです。
- ・ それから引き続いて青年期以降、アンケート調査で人気の高かった実施をまた是非してほしいという種目であり、ウォーキングそれからヨガ等継続して高齢期までつなげていきたいという考え方で事業を進めたいと思っております。
- ・ 図書館は「利用しやすい図書館」と記載をしておりますが、これを作った以後、いろいろな調整の中で既に令和5年度に完成させることができない部分が出ております。単純にあきらめるのではなく、令和5年度も引き続き調整を進め、令和6年度以降に取組実施をしていきたいものです。
- ・ たとえば「利便性向上」のところで「どこでも図書館」については、「電子図書館、図書館スマホアプリ、マイナンバー連携」とあります。「電子図書館」については電子の図書を導入して貸し出しをしていきたい。それから「図書館スマホアプリ」携帯でいろいろな検索ができたり、貸し出しができたりということを考えていたのですが、予算的なこともありましてこの辺は令和6年度以降への課題という形になっております。令和5年度中にまたしっかりとした形を整えていきたいと思っております。
- ・ 「マイナンバー連携」と書きましたが、今佐渡市でマイナンバーカードの普及に務めておりますが、マイナンバーカードと図書の貸し出しのカードを連携させて利便性の向上を図っていきたいということで、これは実施をしていきたいということで今取組をしているところです。
- ・ 「遠隔地教育推進事業」についても当初は図書館を切り口にいろいろなWi-Fiの整備ですとかインターネットの環境を整えることによって、図書館でも市民大学講座を視聴できるというような考え方をしていたのですが、事業の整理の中で切り口は図書館ではなくて社会教育係のところに書きましたが、市民大学講座の視聴については社会教育の範疇の中でやっていくということで、図書館のところからは一旦切り離されています。
- ・ 「学校図書館の支援事業のメニュー化」については学校図書館との連携を深めメニューを作り、いろいろなシーンができますとこの中から事業を

	<p>選んでいただいて図書館の方で支援をしていくということもできますという形を整えていきたいというような考え方です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ジオパーク推進室です。大きいテーマとしましては次年度「日本ジオパークの再認定審査」の年でございます。これは是が非でも再認定を取り付けたいと思っておりますし、日本ジオパークの10年の節目を迎えますので10周年の記念のイベントを実施していきたいという考え方です。具体的には9月に日本ジオパーク委員会に審査報告書を提出しまして、11月に現地審査、その後12月に公表というような形で再認定を受けたいと思っております。その再認定の中身に沿った形で令和5年度中の3月までに第3次佐渡ジオパーク基本計画を策定完成させて、次年度以降その計画に基づいて事業を進めていくという風な形です。 ・ 佐渡学センターにつきましては、センター長が来ておりますのでセンター長から説明をいたします。 ・ 佐渡学センター長。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新発田教育長 ・ 鶴間佐渡学センター長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐渡学センターの部分についてです。「世界遺産登録を見据えた整備事業」ということで3つ記載しております。「相川郷土博物館の耐震改修工事」につきましては令和3年度から実施しており、令和4年度今年度は工事に入っております。令和5年度も引き続き改修工事が行われまして、令和6年4月1日の再オープンを目指しているという状況でございます。 ・ 「両津博物館の整備」につきましては、相川博物館が改修工事に入るにあたって資料等を両津博物館に移動したのもございます。それらを整理したり活用したりということで両津博物館を開けて整備していきたいということです。 ・ 新しいこととなりますが「史跡佐渡奉行所跡改修工事」ということで、令和5年度から9年度にかけて実施していきます。相川博物館と工期が重ならないように、令和5年度からの計画となっております。具体的に令和5年度、修繕、改修が必要な箇所の調査、それから基本設計というところを行い、令和6年度に実施設計、令和7年度以降7、8、9年度で改修工事という予定で計画しております。 ・ それから、ソフト事業で4つほどあります。「文化振興ビジョンに基づく文化の保存継承支援」ということで令和4年4月に文化振興ビジョンが策定されました。また、今現在文化振興ビジョンに係るアクションプランを作っております、今年度中に完成の見込みです。それらに基づく実際のアクションを興す年度がスタートするというところでビジョンに基づいた文化保存継承支援を行っていきます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新発田教育長 ・ 本間社会教育課長補佐 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本間課長補佐。 ・ 中央文化会館につきましては、自主事業、自分たちの事業、それから使っていただく貸館事業の2つ大きなテーマを設けているところです。

<p>・新発田教育 長</p> <p>・瀧川委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主事業につきましては、市民がより良い芸術文化に触れあっていただきたいということで、今年度は3つほど自主事業を展開したところです。「森山直太郎さんのコンサート」、「TOKI弦楽四重奏団のコンサート」、「稲川淳二さんのトークショー」と、3つ取り組んでおりますが、次年度以降も市民の方がより多く参加いただけるようなものを選定していきたいと考えております。 ・ 貸館事業につきましては、利用しやすい施設として準備をしていきたいという形です。 ・ 「さど健康スタンプリー」につきましては、市長部局とも連携をし、事業に参加するとスタンプがもらえて、そのスタンプがたまると景品に応募ができるというような事業を考えているところです。今、社会教育、社会体育でいろいろな事業を展開しております、図書館の図書の利用ですとか、ジオパークの事業もあります。いろいろなところで事業に参加していただきながら、スタンプを貯めていただいて健康作り生きがい対策に結びつけていけるものを準備したいと考えているところです。 ・ 次年度につきましては、高齢者の生きがい対策も大きなテーマとして考えているところです。例えば社会教育係のところの説明しました市民大学講座サテライト会場を設けてというのも、ご自宅からサテライト会場、メインの会場でもいいのですが、足を運んでいただき仲間と一緒に視聴していただく講座に参加していただくというような環境ができると良いかなと考えているところです。それについては、高齢者の施設の利用、講座の参加等につきまして無料という形で考えております。高齢者になるとなかなか外に出にくいというような方が少しずつ増えてくる傾向にあると思われる中で、無料にしまして家から外出いただいて、生きがい対策、仲間作りをしていただきたいと考えているところです。 ・ それでは、当初予算につきまして、3課の説明に対して、質疑等ありますでしょうか。 ・ 2ページの学校教育課事業の「安心して通える学校・地域づくり」の中の新規「あすなる両津教室開設」の事ですが、私真野に住んでおまして、あすなる教室をみて図書館と連携していることが凄く重要だと思えます。あすなる教室の先生も子どもとの会話の中で、この子の興味がこっちにあるのかな、というような形でカウンターに来て図書館の方と話しながら本を借りてあすなる教室でいろいろな方法で心のやりとりを進められることや、夏休みとか長い時間図書館にいと、あすなる教室から子ども達が降りてきて、図書館の中で本にむけて自分の考えを多面化でき、心が開放されたような明るい雰囲気になります。畑野の行政サービスセンターで、いろいろなものがあるかも知れないけれど、心が弱っている子どもが行くにはちょっとハードルが高いなと思っていました。両津に出来るということは、図書館と通路でつながっています。平日の図書館ですと、学校関係者や他の生徒に会うことがないと思えますので、その辺も連携するような
----------------------------------	--

<ul style="list-style-type: none"> ・ 森学校教育課長 	<p>動きをお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ありがとうございます。瀧川委員からいただいたご意見、図書館が通路として中でつながっているというのは良い条件として今回の場所を選んだ内容になっていました。合わせてその3階にはホールがあるのですが、平日なかなか活用する時間もないので、簡単な運動とかそういう場として3階も活用出来るということで、図書と運動という、あと私たち担当者がすぐ教育委員会にいるという利点を活かして場所、地域を選ばせていただきました。図書館の方からもお力を借りたいと思っています。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新発田教育長 ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他いかがでしょうか。 ・ 教育総務課について、「奨学金貸与事業」令和5年度1億8,800万強ですが、例年に比べると1,000万近く下がっているというのはわかりました。その事情も国の制度、県の制度を利用するように勧めて、そこで救いきれないものについて佐渡市で面倒見るといふその理屈もわかりました。これまでの流れの中で佐渡市奨学金を拡充して貸与してきたわけですが、そろそろ返還が始まる頃だと思えます。返還金の見込みはどうなりますか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 柳澤教育総務課長 ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 返還の見込みの細かい資料を持ってきておりません。 ・ そろそろ例年より増えるのではないかと思うのですが、それがどのくらい、どこに入るのかわからない。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 柳澤教育総務課長 ・ 仲川委員 ・ 柳澤教育総務課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 返還は既に始まっている部分もありますが、令和5年度の当初の予算計上ですと、奨学金の返還金は249名から返還ということで今、令和5年の当初予算には計上してあります。内訳としましては、高校が14名、専門・短大・大学が180名、佐渡の誘致校の返還対象者が55名ということで計249名。すみません、これが令和4年度とどうかというのは、令和4年度の資料を持ってきておりませんのでどれくらい増えているのかというのがお答えできなくて申し訳ないです。 ・ 総額がいくら位になって、その収入がどこに入るのか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 柳澤教育総務課長 ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総額が3,507万8千円です。歳入としては「奨学金貸付金元金収入」これのところで繰り上げ返還で増えるということを説明させていただきました。 ・ 出すのは教育振興基金から出しました。そこへ戻すのか、それとも別のところに行くのかということです。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 柳澤教育総務課長 ・ 仲川委員 ・ 柳澤教育総務課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基金の方に繰り入れ、積立の方をさせていただきます。 ・ そうすると数年経って四大を卒業する方が増え、返還が始まってくる。ということは今回3,500万円程度という見込みはこれからもっと増えていくという事になりますね。そう考えて良いですか。 ・ 増える見込みではありますが、どれくらい伸びるかちょっと今細かいのが手元になくて説明出来なくて申し訳ございません。お時間いただければず

	<p>ぐに行って戻ってきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次で結構です。あのときの佐渡市奨学金制度の狙いは、大学を卒業して何年か佐渡で就職をすると返還を免除するということでした。それが本当に効果をもっているかということをごどこかで検証してもらいたい。統計をしっかりと取っていくら支払っていくら返還が始まって、その内佐渡に戻ってきて返還を免除された方がどのくらいいるのか。あのシステムは本当に効果があったのか、あるいは無駄遣いであったのか。とても大事なことです。後日検証資料の作成をしていただきたい。
・ 仲川委員	
・ 柳澤教育総務課長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 返還は始まって段々増えつつありますので、その辺の時期を見てまたご指摘いただいた部分を検証させていただきたいと思います。
・ 池委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校教育の方で、小学校のA Iドリルを使うというのは非常に良いと思います。やはり基本の繰り返しというのが一番学力が付くので、これは教科でいえば数学、国語あたりになるんですか。
・ 森学校教育課長	<ul style="list-style-type: none"> ・ かなり教科がいくつかあって、国語でも2種類、発展的なものと基礎的なものがありまして、算数も発展的なものと基礎的なもの、理科、社会とありました。中学の場合は英語も含めて、小学校の英語があったかどうかはすみません。まあ国語、算数だけではなく4教科バラエティに富んで使えるようになっています。
・ 池委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ それは、学校で選択してこの教科と決めるのか、教育委員会が提供する教科を決めて佐渡市全体で取り組むのか。今の話だと中学校にもA Iドリルがあるのですか。
・ 森学校教育課長	<ul style="list-style-type: none"> ・ とりあえず来年度は、小学校だけ導入しましてドリルパークというソフトを入れれば、さっきいった教科が全て入っていますので、そこから子ども達、教師が選択してどこを選んでも対応できるようになっています。
・ 池委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校で選ぶ場合もあり、学年ごとというのものもあるということですね。あるいは学校によっては個人に任せてやるということも考えられる。いろいろなパターンが考えられるわけですね。
・ 森学校教育課長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家に持って帰ったら家でできますし、学力差に応じてもしかしたら5年生の子が4年生のところを開いてやることも可能です。
・ 池委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常に良いですね。
・ 森学校教育課長	<ul style="list-style-type: none"> ・ また成果を見て中学校を来年6年度から導入を目指して小学校でしっかり成果を出してもらいたいと思います。
・ 池委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中学生の数学、英語は、ドリルでやると非常に学力も上がるかなという感じがします。もう1点は4番の研究機関と高等教育との関連の方でオンラインで研究室の学生をうけることは、学生自身も目的意識をもつという意義がありますし、それをオンラインで英・数を子どもらが受けるというのは非常に良いと思います。使い方によっては学力が上がってくると思います。それをどういう風に使いこなすかということが、学力の上がる下がる、または、現状維持なのかに関係してくると思います。非常に良い取り組みなので、是非この取り組みで学力向上が進むと嬉しいなと思います。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 本間社会教育課長補佐 	<ul style="list-style-type: none"> ・ あと学校教育とは別に社会教育の方で1点だけ教えて下さい。今この研修を聞いたからではないのですが、やはり部活動の地域移行は非常に大きな問題かなと思ってきたところで、どの県もなかなか前に進まない状況があります。進んでいるところは企業があるところ。例えば埼玉だと身近にプロの企業があります。そういったところにある地域が非常に前に進んでいるのですが、それ以外のところは全然進んでいない状況です。国の方も地域連携という形で地域と協力して、例えば合同校とか合同チームという形でそれに部活指導員と地域で指導される方を入れた形でやるのもOK、といったように最初とは違う次元に下げています。そうすると佐渡もそういった方向の方が現実味がありそうな気がしました。それで予算もないらしいので、とにかく何らかの形で進まなければなりません。取組ではっきり見えないのはまだありますが、どういう風に検討していくかとか、地域のスポーツ団・スポーツクラブとかあるいは体協とどのように協力して進めていくかの何らかの方針がここに入った方が良いのかなという感じがしましたので、是非検討していただくと有難いと思いました。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 岩崎委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先程も申し上げましたが、どの方向に進んでいくか、どういう風にしていくのが一番いいのか、試行錯誤というか、なかなか上手くいっていないのが現状でございます。私どもだけでは出来ませんので、社会教育課ばかりではなく、教育委員会全体で取組をさせていただいていますし、いわゆる競技団体各種目の佐渡を統括している例えば佐渡バスケットボール協会ですとかバレーボール協会、佐渡野球連盟、いろいろなところの主要な方といろいろな話をさせていただきながら、そこへ教員の方も入っていただいているいろいろな角度から議論をしているところです。何か方向性が出ましたらご報告したいと思っておりますし、ご相談もさせていただければと思っております。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本間社会教育課長補佐 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会教育課の「さど健康スタンプラリー」で質問ですが、幼少期と学童期も当然対象となり、その際当然保護者も一緒に参加されると思うのですが、それは保護者の方のスタンプということでしょうか。 ・ スタンプを限定してこうという事業ではなくて、いろいろな方に事業に参加していただきたいという考え方があるので、なんでもかんでもスタンプを押せば良いということではないかもしれませんが、スタンプが貯まりやすいような仕組みを考えていきたいと思っています。子どもたちも参加すればスタンプがあつて、親子の事業であれば保護者の方もスタンプが貯まるということで、理想は、皆さんが台紙をもって参加し、スタンプ頂戴というような、また来てねというような事業を展開していければ良いかなと思っています。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 岩崎委員 ・ 瀧川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ とても素晴らしいと思うので、是非お願いします。 ・ ちょうど佐渡学センターの方と学校と社会教育課の方もいらっしゃるので提案させてください。以前から博物館が5つある中で佐渡巡回パスポートみたいなものがあつたら良いなと思っていました。もし1年間が無理で

<p>・ 鶴間佐渡学センター長</p> <p>・ 新発田教育長</p> <p>・ 委員全員</p> <p>・ 新発田教育</p>	<p>あれば、例えば1週間とか1ヶ月間の期間を限定して、その期間であれば夏休み・冬休み・春休みを利用して親子で何回も通いやすい、例えばジオのことを学んでもう1回行ってみたいなどということももちろんありますし、最近では長期滞在型の観光客の方、キャンプをされている方々もいます。そうなった時も利用者が1箇所だけ見て満足するのではなくて、ここもここもあるんだよという形で何回も回るきっかけになる。今、博物館をあまり活用されていないのではないかなと、せっかく良い施設があって佐渡学で学んでいるのに行くきっかけがないなと思っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ それで料金設定のことです。去年の夏親子で長岡市博物館を見ていて、今度夏休みに東京の博物館に子ども達を連れて行こうと計画中です。調べると国立の場合は大学生より上しか料金を取らないですし、中学生・小学生が無料というところが結構私立でも多いです。あと年間パスポートの金額設定も大体2回行くと元が取れるかなという金額です。佐渡でも1年というよりも旅行者とか小学生・中学生をターゲットにしたら1ヶ月間のパスポートという形で、例えば大人 500 円×2回分で 1,000 円だと少し高いですが800 円、子どもも 200 円×2回分で例えば 500 円、400 円というよりも 300 円位のラインであると学びきっかけの橋渡しになるのではないかなと思いましたのでこの事業計画として、考えて頂けると有難いなと思って提案しました。 ・ ありがとうございます。先程、議案の方で博物館条例の改正がありましたが、その大元の博物館法の改正があったというお話しさせていただいていますが、その博物館法の改正も今言えるような趣旨がありまして、今まで教育施設として受け身であったものが、今度はどんどん博物館を活用してもらい、観光も含めて活用してもらいという動きをしていくということが改正の趣旨でもありましたので、それに合わせて私たちも運用の法を考えて行く必要があると思っています。先程出ました「さど健康スタンプラリー」、これを博物館が対象とするかはまだ決まっておりませんが、そういうものの活用も出来ますし、またマスコットキャラクターも博物館に出来たということで、それを使ったスタンプラリー、各施設を巡ってスタンプを集めるというような事も考えております。また文化振興ビジョンに関係してきますが、そのアクションの中で博物館を観光的に使っていくというようなところ、文化ツーリズムの取組というところをアクションとして考えておりますので、そういうものを活用しながら1つの博物館だけでなく、いろいろなところを回れるような仕組みを考えていきたいということで、実際今年度から少し動いているところもありますので、引き続き取り組んでいきたいと考えております。 ・ その他質疑ありますでしょうか。 ・ 質疑なし ・ 質疑なしと認めます。
--	--

<p>長</p> <p>・ 森学校教育課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告事項4「損害賠償の額を定めることについて」事務局の説明を求めます。 ・ 報告事項4「損害賠償の額を定めることについて」です。損害賠償の相手は市内の個人になります。賠償額は14,905円、事故発生時は昨年11月22日、七浦小学校の敷地内のお昼休みの時間帯です。事故の状況ですが、給食配送車の助手席側を開けた際、相手方の車両に接触したものです。給食の食器を取りに行ったときに、いつも車を止めている場所よりも給食配送車がちょっと手前の方に止まりました。子ども達が玄関前に集まっていたという状況があって、いつもよりも後退した場所に車を止めてしまった。そして、そのあと助手席に調理員が乗って後退する時に誘導をしますが、その為に降りようとした時に、近くに停車していた車のボンネットに接触してしまったということです。裏面に写真がありますが、ちょうど正面がボンネットに傷を付けてしまっています。学校職員の車になります。
<p>・ 新発田教育長</p> <p>・ 委員全員</p> <p>・ 新発田教育長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ただ今の報告につきまして、質疑等ありますでしょうか。 ・ 質疑なし ・ 質疑なしと認めます。 ・ 次に、報告事項5「損害賠償の額を定めることについて」事務局の説明を求めます。
<p>・ 本間社会教育課長補佐</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告事項5「損害賠償の額を定めることについて」です。これも車の関係のことです。相手方車両とぶつかったというもので損害賠償の額が22,658円、事故発生日時が令和4年10月5日朝方です。事故の発生場所が、新穂瓜生屋地内です。事故の状況につきましては、地図を見ていただき、上から下に向かって公用車が走ってきておりました。左から相手の車両が来て相手方が一時停止の標識があるのですが、一時停止もそこそこに出てきてぶつかったものになります。過失の割合としましては、佐渡市が15%、相手方が85%ということでまとまったものです。
<p>・ 新発田教育長</p> <p>・ 仲川委員</p> <p>・ 本間社会教育課長補佐</p> <p>・ 仲川委員</p> <p>・ 本間社会教育課長補佐</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ただ今の報告に対しまして、質疑等ありますでしょうか。 ・ 細かいことで申し訳ないが、過失割合の件です。佐渡市が15%、過失相手方が85%、損害賠償の額が22,658円ということで、総額で10数万円かかるということでしょうか。 ・ すみません、計算が頭に入ってなかったのですが。 ・ 22,658円は全体の15%に当たるということですか。 ・ 15万円位ということですか。
<p>・ 仲川委員</p> <p>・ 本間社会教</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2台分の修理で。そうすると佐渡市の車の修理費用というのはいくらかかるんですか。 ・ 相手方の車両の修理費が全部で15万円位というような状態です。自分の

<p>育課長補佐</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 ・ 本間社会教育課長補佐 ・ 磯部教育次長 <p>長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新発田教育長 ・ 委員全員 ・ 新発田教育長 <p>・ 伊藤中央図書館図書係長</p> <p>長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新発田教育長 ・ 仲川委員 	<p>公用車については佐渡市が入っている保険で賄うというような状態です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相手方は佐渡市の車の損害に対しては払わないということですか。 ・ 佐渡市の車両については自分が加入しているものと相手が加入しているものの保険で賄うというようなものでございます。 ・ 佐渡市の方は車両保険も一緒に入っております、相手方の損害に対するものと両方入っていますが、今回のこの案件だけでいえば相手方車両の部分について15%の過失があるものですから、佐渡市が15%損害補償するというもの、それから自分ところの車両については車両保険に入っていますので15%を除いた85%相当が向こう側の保険で賄われて残りについては我々の保険で対応するというので、佐渡市からお金を出すことはないですというものです。 ・ その他いかがでしょうか。 ・ 質疑なし ・ それでは質疑なしと認めます。 ・ 続きまして、報告事項6「令和3年度図書館ビジョン実施計画評価について」事務局の説明を求めます。 <p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施計画において策定した項目について令和3年度の実績に基づき、自己評点および内容説明、自己評価を行い図書館協議会の委員の方からご意見の方を頂戴しました。またこちらを元にして外部委員の方から評価をいただきましてその内容について報告するものです。こちらの自己評点ですが、A、B、Cの3ランクに分けられております。Aが目標値を上回って達成したもの、概ね目標どおり達成したもの、80%以上達成したものに對してはB、80%未満のものをCとランクを分けて自己評点をさせていただいております。 ・ 細かい内容につきましては、お配りした資料の通りです。令和3年度につきましては、令和2年度のコロナ禍から令和3年度は回復基調にあった、利用の方も伸びてきているところがございますが、やはりコロナの影響というのがありまして、目標までは達することが出来なかったところがございます。 ・ そして一番の反省点なのですが、この評価の内容について次年度の予算に活かされるような評価時期の設定がされていない、設定が不十分だったという点でありまして、そちらの方をなんとか来年度に向けて整えながら、いただきました評価を元に来年度以降の事業に反映させていただきたいと考えているところです。 ・ ただ今の説明に対しまして、質疑等ありますでしょうか。 ・ 登録者数が前年度比で相当下がっています。それに対して図書館協議会委員からの意見は大変重要な意見です。対前年度比で2,293人減、この要
--	--

<ul style="list-style-type: none"> ・伊藤中央図書館図書係長 	<p>因をどう捉えているのか、そろそろ答えが出ているのではないですか。実は去年も言ったのですが、しっかりと分析した方が良いですよ。どの年代がどういう理由で減少しているのか分析して、もしそのこてこ入れが出来るなら取り組んでもらいたいと言ったのです。どうですか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録者の極端な減少ということですが、この登録者の下のところを見ると、うち新規登録者数が書いてありまして、これが毎年新たに登録されている人数となっております。そして登録者数、何故減っているかという、実は有効期限というものがございまして有効期限が3年間です。その3年間を満了してそれでも引き続き利用がある方が再度登録期間を延ばすというような形を取っております。なので、3年間の登録の期間が過ぎてしまったというのがこの減少の数字となってくるのです。このため、何故そういうところが分析として何故かがよくわからないというのが正直なところ
<ul style="list-style-type: none"> ・仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・調べる方法はあると思う。その内マイナカードと連携するという事もあるだろうし、そうすると余計調べやすくなると思うのですが、今は登録時に住所とか年齢とか登録してありますね。3年経つとそれに年齢を3個加えれば良いだけの話です。そこら辺りから何か傾向がつかめる。死亡して更新出来ない以外は何か傾向がわかると思う。是非調べようとしてください。
<ul style="list-style-type: none"> ・伊藤中央図書館図書係長 ・新発田教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・分析を進めて、来年度報告できるようにしたいと思います。どうもありがとうございます。 ・その他いかがでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・瀧川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・先ほど仲川委員の言われたことと被りますが、登録者の目標が高過ぎと書いてあるのですが、3年過ぎているということで意味はわかりました。私が読み聞かせで小学校の教室に行って、図書館の本の紹介をするのですが、図書カードをもっていないから借りられないというのが3年生以下は多いです。コロナ禍もあったのかなと思うのですが、ブックスタートから始まって保育園卒業から小学校に入る時に、図書館の利用は個人の選択になります。両親が忙しい等で機会を逃してしまうとこの図書館で本と出会える場面を失っているところもありますので、学校を通じてとか学校の図書室の掲示でもいいですし、そういう紹介があると良いと思いました。 ・あと同じページの真ん中ぐらいの評価のところ、「学校図書館との懇談会の実施方法について、学校側から図書館に期待するものがあれば、それについて意見をもらい、ペーパー等で回答するという形でも良いと思う。」とありますが、やはり学校の図書室との連携が大事で、学習内容の連携だけではなく利用に当たっても、少子化になって子どもの居場所づくりの面で図書館は大切です。トラブルなどで友達から逃げられない状態、縦のつながりというのがスポーツ以外になかなか子ども達はなくて、地域の図書館での斜めの出会い、年齢がイレギュラーな出会いは凄く大事になってき

<ul style="list-style-type: none"> ・伊藤中央図書館図書係長 	<p>ます。そういった意味での居場所づくりも含めての登録者の伸びるという方法を考えていくといいのではないかと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校図書館との連携が非常に重要ですよというところで、ご意見本当にどうもありがとうございます。私たちの方も学校の方からも小学2年生の総合の授業の中で公共施設の見学をしますという単元があるかと思うのですが、またそういったところで実際にご活用いただいている学校もありますし、またそういうところを拡充していったりだとか、学校図書館事務の方との連携というところで今年度合同の研修会を持ったりだとかそういったところで少しずつ取組の方進めさせていただいているところです。そして新年度のところでも、学校図書館とのメニュー化というようなところを上げさせていただいているのですが、そういったところでも取り組んで連携深めていきたいと思います。また何か気がついたことがありましたらお知らせいただければと思います。
<ul style="list-style-type: none"> ・新発田教育長 ・委員全員 ・新発田教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他いかがでしょうか。 ・ 質疑なし ・ それでは質疑なしと認めます。 ・ 次に、報告事項7「佐渡市立学校の児童及び生徒の文化及び体育活動費補助金交付要綱の一部改正について」事務局の説明を求めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・柳澤教育総務課長 	<p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正の内容につきましては、交付請求書に押印が必要ですが、これをメールで請求できるようにする為に押印廃止をして様式等の改正を行うものです。それに合わせて交付申請の押印の印を削除する内容となっています。説明の方は新旧対照表で説明させていただきたいと思います。 ・ 10 から 11 ページについては、様式の印を消すものとメールアドレスを追加することによりまして、交付申請書をメールで提出することが可能となるものです。 ・ 13 ページも様式の印を削除するものです。後段に支払いを証明する書類ということで、領収書の写し等から領収書等の原本に変更になります。 ・ 14 から 15 ページについては、様式の印を削除するものと口座機関名等に下線が入っていますがこれを削除するものです。また 15 ページの発行責任者とか担当者の表を加えることによりまして、請求書の体裁の部分を補完するものとなっています。 ・ 16 ページについても先ほどの説明にありましたとおり、それぞれ下線の部分を削除するものです。 ・ 17 ページにつきましては、同じように発行責任者、担当者の表を付け加え押印の印を削除するものです。以下 18 から 19 ページも押印の印を削除するものです。
<ul style="list-style-type: none"> ・新発田教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ただ今の説明に対しまして、質疑等ありますでしょうか。

<ul style="list-style-type: none"> ・池委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 16 ページですが、印がなくなったのはいいですが、ラインも無くすのですか。このラインを無くすのは何か意味があるんですか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 柳澤教育総務課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ こちらの改正後の雛形に下線が消えていたもので、それに合わせて改正でも削ったというところですよ。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 池委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下線があった方が書きやすいのでは。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 柳澤教育総務課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ おっしゃる通り書きやすい。今後メール等のやりとりになりますと、雛形があるので、打ち込むことでその部分が手書きではなくてよくなる部分ではあるのかなど。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 池委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要らないのであればいいです。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新発田教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他いかがでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質疑なし
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新発田教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質疑なしと認めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 柳澤教育総務課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次に、報告事項 8 「佐渡市立学校等人材育成事業補助金交付要綱の一部改正について」事務局の説明を求めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 柳澤教育総務課長 	<p>【説明要旨】</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 柳澤教育総務課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ これも先ほどと同じ様に交付の請求書をメールでやりとりが出来るようにするため様式等の改正をするものです。それに合わせて申請書の押印の印を削除するものです。先ほどの説明と同じように新旧対照表の方で説明の方させていただきたいと思います。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 柳澤教育総務課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6 ページはメールアドレスを追加するのと印を削除するものです。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 柳澤教育総務課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7 ページはメールを追加することによって請求書をメールで提出できるようになっています。以下 8 から 10 ページ以降も印の印を削除するものです。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 柳澤教育総務課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 12 から 13 ページも印を削除します。14 ページでございますが、発行責任者、担当者を加えるものと印を削除するものです。15 ページも同様に印を削除するものです。17 ページも印を削除するものです。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 柳澤教育総務課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先ほど同様に印を削除し、メールアドレスを追加するというものであります。ご質問の方ありますでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 柳澤教育総務課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質疑なし
<ul style="list-style-type: none"> ・ 柳澤教育総務課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質疑なしと認めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 柳澤教育総務課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告事項 9 「その他」について事務局何かありますでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 柳澤教育総務課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以前ご報告をした件です。佐渡の博物館マスコットキャラクターの応募の際に市内からの応募と市外からの応募の割合を聞かれたのですが、その時お答えできなかったものについてお答えさせていただきます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 柳澤教育総務課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男の子のキャラクターと女の子のキャラクターと若干数字が違いますのでそれぞれご報告させていただきます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 柳澤教育総務課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男の子のキャラクターについては 171 件応募がありましたが、市内からの応募は 38%、市外からが 61%でした。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 柳澤教育総務課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 女の子のキャラクターについては 173 件応募がありましたが、市内から

<ul style="list-style-type: none"> ・新発田教育 長 ・池委員 ・新発田教育 長 ・柳澤教育総 務課長 	<p>の応募は36%、市外からが62%ということです。いずれも市外からの応募の方が多かったということでご報告申し上げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今の件についてご質問はありますでしょうか。 ・良いんじゃないかなと思います。 ・その他ありますでしょうか。 ・1月の定例会でお答えできなかったところを回答させていただきたいと思います。小中学校個人情報保護管理規程の中で、「教職員個人が所有するコンピュータを通信回線等に結合してはならない。」という条項を削除するというので、今後はどうなるのかという質問があったかと思います。改正後の個人情報保護法の大元でオンライン結合について規程がそもそも存在していない。何故かという安全管理の上で必要且つ適切な措置を講じる必要をなさいという、つなぐに当たっては必要且つ適切な措置が講じる必要があると、その中で担保される部分があるということ、今回オンライン結合を禁ずるのではなくて、個人情報の安全管理の為に必要な措置を講じなさいということに考え方が変わったということ、この文言が外れたということになります。佐渡市の規程の中でも私物のパソコンで業務、データを編集加工することは慎んで下さいという、そもそもの部分がございますので、仮に私物のパソコンで個人情報を取り扱う且つオンライン結合するということになりますと、そもそも安全が保たれていないという規程に抵触しますので、結合は出来ないということに結論としてはなってきます。反対に安全が確保できれば結合しても良いという考え方もありますが、なかなか個人でそこまでのレベルの安全の対策は講じられない部分が出てきますので、結合してはならないという条文をなくしても安全を確保できなければつなげないというところで、置き換わるということでご理解いただけると、上手く説明出来なくて申し訳ないのですが、条項が削られても他の条項で担保されているということです。
<ul style="list-style-type: none"> ・新発田教育 長 ・池委員 ・新発田教育 長 ・森学校教育 課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・質問等ありますか。 ・学校内でいえば、駄目だよといえば、書いてないけれども担保されているから、基本やっちゃ駄目だということ、理解して良いですね。 ・その他ありますでしょうか。 ・私も前回の質問で答えられなくて、終わってから答えさせていただいたのですが、改めて説明します。学校運営協議会の別の学校で同一人物になることができるのかというご質問あったと思うのですが、可能であるということです。実際そのような立場の方もいらっしゃるということです。
<ul style="list-style-type: none"> ・新発田教育 長 	<ul style="list-style-type: none"> ・その他ありますでしょうか。

<ul style="list-style-type: none"> ・事務局 ・新発田教育 長 ・委員全員 ・新発田教育 長 ・新発田教育 長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質疑なし ・ 質疑なしと認めます。 ・ それでは、委員の皆様から何かありますでしょうか。 ・ 質疑なし ・ それではないようですので、日程第9「報告事項」はこれで終了いたします。 ・ 日程第10「次回会議の開催日」について、事務局の説明を求めます。 【次回の会議は、3月20日（月）に定例会を開催したい旨を説明した。】 ・ 以上で令和5年第4回佐渡市教育委員会定例会を閉会いたします。 <p style="text-align: right;">午後5時31分終了</p>
---	--